

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入している方へ

長寿医療制度保険料の決定通知書の確認を

平成19年中の所得に基づき20年度の保険料を決定した決定通知書を7月に送付しましたので内容をご確認ください。

なお、4月から仮徴収した方には、今回の決定額からすでに納付いただいた保険料を差し引いています。

均等割7割の方は8.5割軽減に

国が新たに軽減措置を決定し、均等割額が7割の軽減に該当する方（保険料額決定通知書の保険料額が年額1万1300円と記載されている方）は、さらに軽減を1.5割増やし5割とします（20年度のみ）。

国の決定を受け、東京都後期高齢者医療広域連合では、準備が整い次第対象の方に変更通知書を送ります。

21年度以降の均等割額では9割軽減を新設

21年度以降は、均等割額の軽減を現在の3段階（2割・5割・7割軽減）から、4段階（2割・5割・7割・9割軽減）へ変更します。

年金のみの年収が80万円以下の方は9割軽減となり、80万円を超える方は7割軽減に戻ります。ただし、事業専従者として給与所得のある方、または、雑損失の繰越控除がある方は金額が異なる場合があります。

所得が55万円以下の方に所得割額を軽減

決定通知書で「賦課のもととなる所得金額」が「4万0000円から55万円の間」となっている方には次のとおり、所得割額が軽減されます。これは、制度を運営する東京都広域連合の決定によるもので、決定通知書にはすでに軽減が反映された金額が記載されています。

ています。

◇所得金額ごとの所得割額の軽減割合

- ▽15万円まで⇨所得割なし
- ▽20万円まで⇨75%減額
- ▽40万円まで⇨50%減額
- ▽55万円まで⇨25%減額

保険料が口座振替で納付できます

保険料を年金からの引き落としで納めている方のうち、次のいずれかにあてはまる場合は、口座振替で納めることができます。

- *加入者本人が長寿医療制度加入前の直近の2年間で、国民健康保険または国民健康保険組合の保険料（税）を納期限内に納付していた（国民健康保険組合に加入していた方は申請時に2年間の保険料の納付記録または証明書が必要）
- *連帯納付義務者となる世帯主または配偶者がいる年金収入180万円未満の方で、連帯納付義務者の口座から振替できる

なお、口座振替を希望する方は、市役所後期高齢者医療係に相談の上、市内の金融機関で手続きしてください。口座振替に変更となるまで2か月程度かかりますので、希望する方は早めに手続きしてください。

窓口での自己負担割合が見直されます

毎年8月1日に、今年度の住民税課税所得に基づいて見直されます。今回の見直しにより自己負担額の割合が変更される方には、8月1日までに新しい保険証をお送りします。

◇自己負担割合
▽加入者の19年中の所得が145万円未満⇨1割

▽加入者または同じ世帯の加入者の19年中の所得が145万円以上⇨3割
☆ただし、次の方は申請により1割となります。

▽世帯に被保険者が1人いて被保険者の収入が383万円未満の方
▽世帯に被保険者が2人以上いて被保険者の収入合計が520万円未満の方

☆基準収入額適用申請を市役所後期高齢者医療係に申請してください。

※制度に関するお問い合わせは、東京都広域連合 ☎0570-086-519 または03-3222-4499、個別の保険料額などの個人情報を含む問い合わせは、市役所後期高齢者医療係へ。

後期高齢者医療健康診査を9月に実施

- ◇実施期間 9月1日（月）～30日（火）
 - ◇対象 6月30日までに市内に在住している長寿医療制度の加入者
 - ◇受診券の発送 8月中旬～下旬
 - ☆7月1日以降に昭島市へ転入し、受診を希望する方は申し込みが必要です。
- ※詳しくは、後期高齢者医療係へ。

